

在ブラジル・在アメリカ 被爆者裁判ニュース

海外からの手当申請を受理せよ！

2004年

4月22日(木) 11:30～

(在ブラジル被爆者裁判)

4月27日(火) 11:00～

(在アメリカ被爆者裁判)

いずれも 広島地裁 304号法廷

多数の傍聴をお願いします！

在外被爆者の人たちは、国外の居住地において、日本国内に居住している被爆者と同じような援護を受けられることができるようになることを切望しています。しかし、この一年間の日本政府・厚生労働省の在外被爆者に対する態度をみると、被爆者健康手帳の取得や健康管理手当、保健手当の申請など、一度は日本に來なければダメという「基本」姿勢を頑強に維持し、一歩も崩そうとしていません。

これまでの在韓国被爆者、郭貴勲さん、李康寧さん、李在錫さんらの闘いの成果で海外での手当の受け取りができるようになりましたが、受け取る資格を得るためには日本にこなければなりません。

しかし、本当に手帳や手当てを必要としている人たちは日本に來ることができない人たちなのです。

日本政府は、年老いて病気になる人たちを放置し、死にゆくのを待っているとは思えません。このような非人道的な取り扱いを許すわけにはいきません。

在アメリカ被爆者裁判とは？(争点)

今回、アメリカから申請された健康管理手当や、アメリカの医師の診断書をつけているにもかかわらず、申請そのものが却下処分となりました。また、アメリカで手帳を持っていた被爆者が亡くなると、その葬送料の申請も受理されませんでした。海外からの受付窓口を設けていない日本政府の意図的な在外被爆者排除の姿勢によるものです。単なる事務処理上の問題で、政府は人道上も許されない差別を堂々としているのです。アメリカ在住の日本国籍を持つ被爆者も提訴をします。今回二人の方が追加提訴をしました。

在ブラジル被爆者裁判とは？(争点)

ブラジルの森田さんは日本国籍をもっている人でもありますが、国は健康管理手当を出さなければ、ブラジルにいた間に支給した手当の返還請求をしました。森田さんは在外被爆者への援護法適用を求めて二〇〇二年三月一日提訴しました。日本政府の海外送金開始により、手当てを受け取られるようになった人もいますが、まだもらえない人のほうが多いのです。ブラジル在住の被爆者たちは、国内と同様の医療支援、手当支給、また、手続きの海外からの受付などが必要とついでいます。

問題はまだ解決していません。

在アメリカ、在ブラジル、在韓国の被爆者たちは力を合わせ、ともにたたかっています。

裁判後、弁護士会館で報告集会をします。